

マイナンバーカードでできること!

- マイナンバーカードを活用しましょう!!
マイナンバーカードでできることが広がっています。
- コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得できます。
- 健康保険証としても利用でき、過去の診療や処方箋の情報も確認できます。(関連記事は3~5頁)
- 所得税の確定申告も自動入力で簡単にできます。
- 市役所に行かずに転出届など引越しの手続きもできます。
- 運転免許証との一体化が予定されています。

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新をしないと利用できないサービスがありますので、更新の手紙が届いたら、早めに市役所本庁や各支所で手続きをしましょう。



金曜は午後7時まで 市民課関係窓口を時間延長します

- 本庁市民課
因島総合支所市民生活課
- 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど
※住所変更、パスポートの申請はできません。
- 市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)
- ※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。
- 収納課(☎0848-38-9172)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード



- マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人
- 11月24日(日)、12月8日(日) 8:30~12:00
次は12月15日(日)です。
- 本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。
- マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
 - ・本人確認書類(交付案内参照)
 - ・通知カード(回収します)
 - ・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)
- 市民課(☎0848-38-9166)

かんたん申請書作成システムを導入します

12月2日(月)から、かんたん申請書作成システム(通称:書かない窓口システム)を導入します。窓口にある機器にマイナンバーカードなどの本人確認書類を置くことで、申請書に住所・名前・生年月日を印字し、用紙を印刷するものです。今まで紙の申請書に手書きをしていた項目を手書き不要とすることで、窓口の手続きを簡易化、時間短縮につなげることを目的としています。また、このシステムを活用することにより、高齢者や障がいのある人、外国人など手書きでの書類作成に支援を必要とする人にとって、申請書の作成が容易になります。

<利用できる窓口>
本庁市民課、収納課、因島総合支所市民生活課住民係、向島支所しまおこし課、瀬戸田支所住民福祉課、御調支所まちおこし課

<対应手続き>
マイナンバーカード関連手続き(電子証明書の更新申請等)、各種証明書の交付申請
その他の手続きにも順次対応してまいります。

<利用できる本人確認書類>
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書

<利用手順>
1 対応の本人確認書類を読み取り機器に置きます。
2 タッチパネルで必要な申請を選択します。
3 申請書がプリンタから印刷されます。

<ご注意>
・申請書の一部項目のみ印字されます。印字されない残りの部分は手書きで記入していただく必要があります。
・書類の取り忘れにご注意ください。
・マイナンバーカードをお持ちの人は、住民票の写しや印鑑証明書など一部の証明書をお近くのコンビニで取得できる「コンビニ交付サービス」もご利用いただけます。詳しくは市HPをご覧ください。
■情報システム課(☎0848-38-9308)

郵便局でマイナンバーカードの申請ができます

浦崎郵便局に加え、11月11日(月)から市内25カ所の郵便局でも、マイナンバーカードの申請が可能となります。また、本庁市民課、各支所(浦崎を除く)でも引き続き申請のお手伝いをします。
※撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
※申請からマイナンバーカードの受取までは約1カ月かかります。

申請できる郵便局
尾道・尾道古浜・尾道しまなみ・尾道則末・尾道長江・尾道山波・高須・浦崎・美ノ郷・原田・向島・向島中・向島西・向島東・立花・彦ノ上・岩子島・因島土生・因島三庄・因島三庄南・中庄・重井・因島大浜・御寺・名荷・上川辺の各郵便局

受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(ただし郵便局の営業時間に限る)

- 次のすべてに該当する人
 - ・尾道市に住民票がある
 - ・マイナンバーカードを初めて作る人、若しくはマイナンバーカードの有効期限が3カ月を切った人(電子証明書の更新は郵便局ではできません)
 - ・申請時に本人が窓口(郵便局)に来ることができる
 - ・申請後2カ月以内に転出する予定がない
- マイナンバーカード交付申請書(ない場合は、事前に市民課へ連絡ください。ご自宅へ申請書を送付します)
 - ・本人確認書類(運転免許証・保険証など)

カードの受け取り場所
本庁市民課、因島・向島・御調・瀬戸田・浦崎・百島の各支所
■市民課(☎0848-38-9166)

マイナンバーカード出張申請をしています

実施時期 火~金曜10:00~16:00(祝日・12月29日~1月3日を除く)
対象団体 ・市内の福祉施設・事業所など
・市内で活動する団体など(町内会、区長会など)

- 【申込条件】
 - ・申請者がおおむね5人以上見込まれる(尾道市に住民登録がある人)
 - ・申込団体が会場と机、椅子などの備品や電源の準備ができること
 - ・申込団体が受付当日の申請者への案内、誘導を行うこと
 - ・申請者の名前、住所、生年月日を記入した「マイナンバーカード申請者名簿」を事前に提出できること
 - ・申請者に申請日時、申請会場、必要書類を周知できること

- 【マイナンバーカードの交付申請が可能な人】
 - ・申請者本人が尾道市に住民登録がある
 - ・マイナンバーカードの交付申請を今まで行っていない
 - ・申請者本人(15歳未満の人と成年後見人の人は法定代理人とともに)が会場に来ることができること
 - ・申請後2カ月以内に転出する予定がない
 - ・本人限定郵便や簡易書留でマイナンバーカードの受け取りができる
 - ・本人確認書類と交付申請に必要な書類を持参、提出できること

- 【必要書類】
 - 1.通知カード(紛失の場合紛失届を提出)
 - 2.本人確認書類
 - 3.暗証番号設定依頼書
 - 4.個人番号カード交付申請書
 - 5.住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- 市民課(☎0848-38-9160)

11月30日は「年金の日」 「ねんきんネット」のご活用を

ご自身の年金記録や将来の年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンから、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。



ねんきんネット▶

■三原年金事務所
(☎0848-63-4111)

手話通訳者が窓口でお手伝いします

■11月19日(火)、12月17日(火) 9:00~12:00
手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。
※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

■社会福祉課
(☎0848-38-9125・☎0848-38-9206)
✉s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

